

指名停止の状況

業者名	本店所在地	指名停止の期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社奥村組	大阪府	平成29年1月26日から平成29年2月25日(1か月)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項、別表第2第14号(不正又は不誠実な行為)	<p>当該業者の名古屋支店土木部員が中部地方整備局発注「平成23年度紀勢線古里第1トンネル工事」の総合評価方式による一般競争入札に絡み、平成23年10月頃から平成24年1月頃、同局道路工事課長補佐(当時)に依頼し、同社の加算点や同社が落札できる価格などの入札に関する秘密情報の教示を受け、平成24年2月上旬頃、その見返りに商品券100万円相当を渡したとして、平成28年12月3日、官製談合防止法違反の容疑で愛知県警に逮捕された。</p> <p>なお、同法違反容疑については、同年12月22日に検察当局より不起訴処分とされ、贈賄については公訴時効(3年)が成立したものの贈賄行為を行っていたことが明らかになった。</p> <p>このため、工事の契約の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行う。</p>

(参考)

工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領 別表第2 第14号

指名停止要件	期間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1か月以上9か月以内</p>